

令和6年度茨城県地域職業訓練実施計画

令和6年4月

茨城県
茨城労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構茨城支部

第1 総則

1 計画のねらい

本計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るため、同法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、地域の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中におけるこれら公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上を図るものである。

また、本計画を実施する際に、茨城県、茨城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

※公的職業訓練の実施主体

【公共職業訓練】

- ・茨城県
- ・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部〈茨城職業能力開発促進センター（ポリテクセンター茨城）〉）

【求職者支援訓練】

- ・国（茨城労働局）

2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画の改定

この計画は、本県の労働市場の動向、求人・求職ニーズ、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、茨城県、茨城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部の協議により改定するものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

茨城県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

(令和5年12月末現在)

有効求人倍率（季節調整値）	1.35倍	全国17番目
月間有効求職者数（原数値）	33,453人	前年同月比3か月連続の増加
月間有効求人数（原数値）	49,487人	前年同月比9か月連続の減少
受給資格決定件数	1,583件	前年同月比4か月連続の増加
受給者実人員	7,993人	前年同月比9か月連続の増加

令和6年度の雇用情勢は、緩やかな改善傾向で推移することが見込まれる一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が深刻化している。社会全体での有効な人材活用のためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材育成を推進するためには、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル人材については、その育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっており、デジタル人材が都市圏へ偏在しているといった課題を解決するために、デジタル分野の訓練の環境整備をより一層推進する必要がある。

就職氷河期世代については、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ってきたことから、様々な課題に直面している者が多く、希望する就業とのギャップや実社会での経験不足等の課題を踏まえつつ、個々の状況に応じた支援が求められている。

また、フリーター・ニートを含む若年者の職業能力向上、出産・子育て等によりキャリアを中断した女性の再就職支援、高年齢者の職場復帰・転籍が可能となるリカレント教育の拡充も重要である。

さらに、障害者、ひとり親、生活保護受給者等に対する雇用の安定及び職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

2 令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年12月末現在で69,692人（前年同月比100.1%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年12月末現在で36,633人（前年同月比100.9%）であった。

※特定求職者に該当する可能性のある者＝新規求職者－雇用保険受給者
－在職者

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和5年4月から令和5年12月〉

（1）離職者に対する公共職業訓練

- ・ポリテクセンター茨城が実施する訓練 295人（前年同期比86.5%）
- ・茨城県が実施する訓練 708人（前年同期比81.7%）

（2）求職者支援訓練 675人（前年同期比108.0%）

（3）在職者訓練

- ・ポリテクセンター茨城が実施する訓練 1,166人（前年同期比127.4%）
- ・茨城県が実施する訓練 982人（前年同期比110.0%）

第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ①就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）
- ②応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）
- ③訓練計画数と実績が乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること

④デジタル人材の不足
といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、IT分野、デザイン分野とも、一層のコース設定の促進を図る。デザイン分野は求人ニーズに即した効果的な訓練内容かの検討を併せて行う。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、受講申し込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者増加のための取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

- ・ポリテクセンター茨城が実施する施設内訓練

対象者数 376人

目標 就職率：82.5%

- ・茨城県が実施する委託訓練

対象者数 1,226人

目標 就職率：75%

※分野別等の詳細は別表1及び別表3のとおり

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、茨城県が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。

- ・国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづ

くり分野において実施する。

- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけてデジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、訓練期間も含め、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上のための研修の実施や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい、募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

- ・これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

訓練認定規模の上限 1,272 人とする。

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58%
実践コース 63%

※分野別等の詳細は別表 1～3 のとおり

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

①職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 23%程度

実践コース 訓練認定規模の 77%程度

- ・地域ニーズ枠については、成長産業や基幹産業でより横断的に活用できる技能の習得や安定した就職の実現に資するよう、地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、訓練認定規模の 20%以内で設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%

実践コース 訓練認定規模の 30%

なお、求職者支援訓練は、茨城県地域職業訓練実施計画に即して四半期ごとに認定するものとする。（※認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページで周知する。）

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

- イ 新規参入枠については、茨城県内の雇用情勢に精通している訓練実施機関のうち、職業訓練の案等が良好なものから認定

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績が良好なものから認定

さらに新規参入枠は上記に掲げた枠を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。

地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とする。

- ・基礎コースで選定又は認定されなかった余剰定員は、同一認定単位期間の同分野の他の月への振り替え、又は次期認定単位期間以降の同分野の全県共有枠の定員に繰り越すことを可能とする。
- ・同一の認定期間において、実践コースの「IT分野」、「デザイン（Web系）分野」のどちらかで余剰定員が発生した場合は、「デジタル系」内で振り替えることを可能とする。

（注）「デジタル系」とは「IT分野」と「デザイン分野のうち、デザイン系の職種」を合わせたもの

- ・選定又は認定されなかった実践コースのうち、「IT分野」、「営業・販売・事務分野」、「医療事務分野」、「介護・医療・福祉分野」の余剰定員については、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」等を含む）に振り替え、次期認定単位期間以降の各分野の全県共有枠の定員に繰り越すことを可能とする。また、「その他」の分野の定員が選定又は認定されなかった場合には、同一認定単位期間の「営業・販売・事務分野」に限り振り替え、次期認定単位期間以降の同分野の全県共有枠に繰り越すことを可能とする。
- ・認定コースの定員数が少なかった場合や、中止コース等の余剰定員について、第3及び第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振り替えも可能とする。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけデジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

②分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、訓練期間も含め、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上のための研修の実施や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい、募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・訓練計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

③対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練（eラーニングを含む。）コースの設定を推進する。

(3) 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・デジタル分野の中でも、デザイン分野（WEBデザイン）と比較して実施コースが少ないIT分野について、各関係機関が連携して訓練実施機関の開拓に努める。
- ・デジタル分野について、訓練受講により習得したスキル（資格など）を求人企業に訴求するため、ジョブ・カードの活用を推進するとともに、訓練中に習得した技術を使って作成したポートフォリオの活用を推進する。
- ・効果的な就職支援のため、ハローワークから訓練実施機関に対して雇用情勢に関する情報や求人情報を提供する等、訓練実施機関とハローワークの連携を強化する。

2 在職者に対する訓練コースの設定等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）

- ・ポリテクセンター茨城が実施する訓練 1,542 人
- 生産性向上支援訓練 1,020 人
- ・茨城県が実施する訓練 1,466 人

(2) 職業訓練の内容等

- ・在職者訓練については、企業のニーズ等を踏まえ、民間教育訓練機関において実施することが困難なものづくり分野を中心に、IT活用や生産性向上等、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応した訓練を実施し、中小企業等の人材育成を支援する。
- ・さらに、生産性向上人材育成支援センター（ポリテクセンター茨城等内に設置）においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上等の企業の課題やニーズにあわせて訓練を実施する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数 485 人

(2) 職業訓練の内容等

- ・産業の基盤を支える人材を養成するために、産業技術専門学院等において、最新の技能・技術に対応できる人材を養成する。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

（施設内訓練）

対象者数 20 人
目標 就職率 75%

（委託訓練）

対象者数 70 人
目標 就職率 75%

(2) 職業訓練の内容等

- ・産業技術専門学院等において、職業訓練上特別な支援を要する障害者を受け入れて、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施する。

第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

1 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い協力が不可欠である。

このため、令和6年度においても、茨城県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の人材ニーズを踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

2 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練受講希望者には、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

3 公的職業訓練の周知・広報、受講勧奨

公的職業訓練のより効果的な周知と適切な受講勧奨を図るため従前より実施している地方自治体や地域若者サポートステーション等へのハロトレガイドブックの郵送による周知に加え、訓練実施機関と連携した訓練セミナーや訓練コース説明会、見学会の実施による周知のほか、ホームページやSNS等も積極的に活用し、職業訓練を必要としていながら制度を認知していない者等に対しても周知・広報を行う。なお、周知に当たっては、職業訓練受講給付金制度等についてもあわせて行う。

また、ハローワークにおいては、求職者に対して公的職業訓練制度を説明するとともに、安定就職のために職業訓練の受講が必要と認められる者に対して積極的に受講勧奨を行う。その際、現在の求人状況や訓練受講中に取得できる技能・資格、訓練修了後の就職状況なども説明し、求職者に最も効果的な職業訓練を勧奨する。

4 地域リスキリング推進事業の実施

デジタル技術の進展や産業構造の急激な変革が見込まれる中、成長産業・分野への円滑な労働移動や生産性向上を実現していくため、リスキリングの推進に資する事業を実施する。

なお、令和6年度に県が実施する事業については以下のとおりであるが、事業の追加、変更等が生じた場合には、茨城県地域職業能力開発促進協議会に報告することとする。

地域リスキリング推進事業一覧

事業実施団体	茨城県
事業名	リスキリング推進事業
事業概要	<p>○リスキリング推進体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官で構成する茨城県リスキリング推進協議会の運営 <p>○リスキリングについての意識啓発・機運醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民、県内企業経営者等を対象としたシンポジウム（1回）、ワークショップ（3回）の実施 ・リスキリングに係るWEBサイトの運営 ・リスキリング推進宣言制度、顕彰制度の実施 <p>○スキル習得に係る支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI マッチングシステムの運営等 ・県内教育機関を対象としたリスキリング講座設置に係る補助 ・県内の在職者を対象としたデジタルスキル習得プログラムの実施
事業費	53,812 千円

別表 1

1 公共職業訓練対象者数等及び就職率に係る目標等

訓練区分等		実施主体・コース等		対象者数	就職率目標 (全国)	
離職者訓練 1,652人	施設内訓練 426人	茨城県		50人	82.5%	
		ポリテクセンター茨城		376人		
		うち日本版デュアルシステム※		60人		
	委託訓練及び 企業実習付き 委託訓練 1,226人	茨城県	委託訓練	知識等習得	990人	75%
				長期高度人材育成	20人	
				刑務所出所者向け	24人	
				建設人材育成	60人	
eラーニング				15人		
企業実習付委託訓練 日本版デュアルシステム		117人				
在職者訓練 3,008人		茨城県		1,466人	—	
		ポリテクセンター茨城		1,542人		
		参考：生産性向上人材育成 支援センター事業目標数	生産性向上支援訓練	1,020人		
学卒者訓練		茨城県		485人	—	
障害者訓練		茨城県		90人	75%※	
求職者支援訓練	基礎	民間教育訓練機関等	訓練認定規模 1,272人上限	58%		
	実践			63%		

※日本版デュアルシステムとは企業実習と座学と一体的に組み合わせた訓練

※障害者訓練就職率は茨城県設定目標

(参考：全国目標) 施設内訓練 70%、委託訓練 55%

2 求職者支援訓練の実施規模と分野等

<訓練認定規模>

コース名	地域別※		地域優先枠	全県共有枠	
基礎コース	県央・県南		—	169	
	県北		52		
	鹿行		26		
	県西		39		
	小計		117		
	合計		286		
コース名	訓練分野	地域別	地域優先枠	全県共有枠	
実践コース	IT分野	県全域	—	113	
	デザイン（Web系）分野	県全域	—	52	
	営業・販売・事務分野	県央・県南	—	91	368
		県北			
		鹿行			
		県西			
	医療事務分野	県全域	—	52	
	介護福祉分野	県全域	—	182	
	その他	県全域	—	128	
	小計		91		895
合計		986			
基礎コース+実践コース 合計			1,272		

※地域別（公共職業安定所管轄）は次のとおり。

県央地域（水戸・笠間・常陸大宮） 県南地域（土浦・常総・石岡・龍ヶ崎）

県北地域（日立・高萩） 鹿行地域（常陸鹿嶋） 県西地域（筑西・下妻・古河）

ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

都道府県名：茨城

	分野	全体計画数 定員	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構） 定員	求職者支援訓練 定員
			施設内 定員	委託 定員		
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	216	20	83		113
	営業・販売・事務分野	1,004		545		459
	医療事務分野	88		36		52
	介護・医療・福祉分野	460		278		182
	農業分野	39		39		
	旅行・観光分野	0		0		
	デザイン分野	231		179		52
	製造分野	382	30	0	352	
	建設関連分野	60		60		
	理容・美容関連分野	0		0		
その他分野	158		6	24	128	
求職者支援訓練（基礎コース）		286				286
合計		2,924	50	1,226	376	1,272
(参考) デジタル分野		588	20	192	211	165

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。